

独立行政法人農畜産業振興機構の会計監査人候補者の公募について

次のとおり、企画競争により会計監査人候補者を募集します。

平成30年8月1日

契約事務責任者

独立行政法人農畜産業振興機構

総括理事 庄司 卓也

独立行政法人農畜産業振興機構は、独立行政法人通則法の定めにより会計監査人の監査の対象法人となっております。会計監査人の選任は農林水産大臣が行いますが、選任に当たっては、当機構が会計監査人候補者を選定した後、農林水産大臣に会計監査人候補者名簿を提出し、その選任を求めることとされています。

今回の候補者の選定は平成30年度から平成34年度までの複数年度としますが、毎年度、農林水産大臣の選任を受けることから、契約期間は単年度になります。なお、平成31年度以降については、農林水産大臣の選任を求めるに当たり、候補者から監査計画書を提出していただき、その内容が不適切であると認められる場合、又は候補者が行政処分を受けるなど特別の事由が生じた場合は、選定の見直しの対象となります。

つきましては、平成30年度から平成34年度における当機構の会計監査人への就任を希望される監査法人又は公認会計士に対し、会計監査人候補選定のための提案書の公募を行いますので、希望される方は下記により提案書の提出をお願いします。

第1 企画競争に付する事項

独立行政法人農畜産業振興機構の会計監査人候補者選定のための提案書の公募

第2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件をいずれも満たす者とする。

競争参加資格審査等事務取扱要領」(平成15年10月1日付け15農畜機第152号-2)第6条及び第7条に該当しない者であること。

「競争参加資格審査等事務取扱要領」(抜粋)

(有資格者としない者)

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団等の反社会的勢力に該当する者を有資格者にしなないものとする。

(有資格者としなないことができる者)

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間に有資格者としなないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
 - (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
 - (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者
- 2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準（平成23年8月25日付け23農畜機第2236号）の定めるところにより、有資格者を一定期間機構の契約に係る競争に参加させないことができるものとする。

第3 応募資格

独立行政法人通則法第41条に規定する資格を有する者。

また、審査時において、平成28・29・30年度の全省庁統一資格又は独立行政法人農畜産業振興機構随意契約登録者名簿における業種区分「役務等 その他」に登録された者であること。

登録をされていない者は、登録手続きをしてください。登録手続きにつきましては、担当までお問い合わせください。

第4 提案書について

- (1) 提出期限 平成30年9月7日（金）15時必着（持参可）
（持参される場合は、9時30分～12時及び13時～17時（最終日は15時）の間に提出してください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
- (2) 提案書取扱者
独立行政法人農畜産業振興機構 経理部経理課 長内、古河
- (3) 提出先
〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1
独立行政法人農畜産業振興機構 経理部経理課
- (4) 提出部数 8部（監査報酬見積書は正本1部で可）
8部のうち5部は、匿名として評価をするため、応募者の所属機関名や氏名

等がわかる箇所（担当者の氏名、ロゴ等応募者の名称や氏名が事実上分かるものを含む。）をすべてマスキングしてください。マスキングを行っていない箇所を見つけた場合は、当該応募者に通知の上、提案書取扱者がマスキングを行います。

なお、提案書の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とします。

（5）提案書の内容

- ① 監査法人の概要（出資金、営業利益、経常利益、当期利益、人員数（公認会計士の人数、会計士補の人数、その他の職員数等））
- ② 監査体制（監査責任者及び監査補助者の人数並びに保有する資格、実務経験等）
- ③ 監査内容（監査方針、監査日数、監事との連携に関する考え方等）
- ④ 独立行政法人会計基準の精通度（ワーキンググループ等への委員選出実績等）
- ⑤ 独立行政法人等同類機関との契約実績（法人類型別、所管省庁別、年度別）
- ⑥ 監査報酬見積書（監査費用及びその積算内容、見積費用の考え方等）
- ⑦ その他必要な事項（機構の業務及び財務状況等に対する理解、PRポイント等）
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等の推進（認定等を証する書類）

注1： ①～⑤及び⑦～⑧は一括して左とじとし、通しページを付すこと。

2： ⑥は別葉とすること。

3： 提案書の記載に関しては、5カ年にわたる期間を通じた監査を考慮した提案とすること。

第5 会計監査人候補者の選定方法

会計監査人の選考に当たっては、提出された提案書に基づき、当機構の役職員で構成する審査委員により、上記4の（4）「提案書の内容」について原則として5段階による評価を行い、5～1点で採点します。

また、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、以下の①～②の認定を受けているか評価を行い、2.5～0点で採点します。

①ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）その他関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあっては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。）を受けた企業等

②女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業等（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）

第6 評価の集計方法

採点した結果に基づき、会計監査人候補者選定委員会において審議し、選定す

る。また、選定に当たっては合計得点の一番高い者を会計監査人の候補者とする。そして、同点の場合には、監査報酬見積額の低い者を候補者とする。なお、参加者が1者の場合であっても審査を行います。

また、応募者には平成30年9月13日（木）（予定）に、提出された提案書の説明（30分程度）をしていただく予定です。詳細については決まり次第ご連絡します。

なお、審査結果の通知については、後日、すべての応募者に対し通知するとともに、当機構のホームページに掲載します。

第7 審査結果の通知

審査結果は、すべての参加者に通知します。

第8 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、参加又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への参加又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

1 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- (1) 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること
又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- (2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- (1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- (2) 機構との間の取引高
- (3) 売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
(4) 一者応札又は一者参加である場合はその旨

3 当方に提供していただく情報

(1) 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

(2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

第9 その他

採択された場合には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成十三年法律第百四十号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる場合があります。

また、提案書は、応募者に無断で二次的に使用することはありません。

なお、候補者とならない者の提案書は、返却いたします。

第10 問い合わせ先

本件に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1

独立行政法人農畜産業振興機構

経理部経理課（担当：長内、古河）

電話：03-3583-8167

FAX：03-3582-3397

別紙

評価の集計方法

各審査委員は、別添「会計監査人提案書評価票」の項目について、以下の評価基準により評価を行い、合計点数が高かったものから順に委託契約候補者とする。

各項目の点数

- 5点：優れている
- 4点：普通
- 3点：劣っている
- 2点：特に劣っている。
- 1点：記載なし又は期待できない。

選定委員1人の持ち点 1件当たり52.5点
(10項目×5点+1項目×2.5点)

選定委員5名(予定)

満点=52.5点×5名=262.5点(予定)

評価項目：	
以下の2から7について、それぞれの項目ごとに次の評価基準により点数を付けて下さい。	点数
1 法人概要	—
2 監査体制 ア 監査チームの人数は適切か。 (監査責任者及び監査補助者の人数、並びに保有する資格) (財務会計処理に関する指導・助言を迅速に行える体制になっているか)	5
イ 監査チーム構成員の経験度合 (監査担当者(予定)の独立行政法人監査経験年数)	5
ウ 監査の品質管理は適切か。 (日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果に問題はないか)	5
3 監査内容 ア 監査方針は適切か。 (監査方針が機構業務の特徴を踏まえたものになっているか)	5
イ 監査計画は適切か。 (監査日数は十分な時間であるか。)	5
ウ 監事との連携は適切か。 (監事とのコミュニケーションの頻度、監事からの質問及び相談事項への対応方針)	5
4 独立行政法人会計基準の精通度 (ワーキンググループ等への委員選出実績等)	5
5 独立行政法人等同類機関との契約実績 (法人類型別、所管省庁別、年度別の契約件数)	5
6 監査報酬見積書 (監査費用及びその積算内容、見積費用の考え方) (5年間の総額及び各年度別の内訳を作成)	5
7 その他 (機構の業務及び財務の状況等について理解しているか) (機構職員に対する財務会計に係る研修会等が行われるか)	5

6 ワーク・ライフ・バランス等の推進

次のいずれかに該当する企業等を評価の対象とします。

①ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）その他関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあつては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。）を受けた企業等

②女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業等（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）

評価項目及び配点は、次の通りとします。

評価項目 ^{※1}		配点
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）	1段階目 ^{※2} （認定基準1～2つ〇）	1.0
	2段階目 ^{※2} （認定基準3～4つ〇）	2.0
	3段階目 （全認定基準5つ〇）	2.5
	行動計画 ^{※3}	0.5
次世代法に基づく認定	くるみん（旧基準） ^{※4}	1.0
	くるみん（新基準） ^{※5}	1.5
	プラチナくるみん	2.0
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		2.0

2.5

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

※2 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※4 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置による認定）。

※5 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準による認定）。

※6 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

